3	業務種別等・申請車両データ欄	手数料		1	1	半角数字	半角スラッシュ	申請人が国の場合のみ「1」を記録（他は項目区切りのみ）
4		処理1		1	1	半角数字	半角スラッシュ	（項目区切りのみ）
5		処理2		1	1	半角数字	半角スラッシュ	（項目区切りのみ）
6		車両番号	運輸監理部又は運輸支局等を表示する文字	4	8	全角	半角スラッシュ	
7			分類番号	3	3	半角数字	半角スラッシュ	
8			かな文字	1	2	全角	半角スラッシュ	
9			一連指定番号	4	4	半角数字	半角スラッシュ	
10			小板	1	1	半角数字	半角スラッシュ	小板の場合「1」を記録（他は項目区切りのみ）
11		車台番号		7	7	半角英数字記号	半角スラッシュ	下7桁を記録
12	記名等事項欄	申請者（使用者）	氏名又は名称	80	160	全角	半角スラッシュ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
13			住所	80	160	全角	半角スラッシュ	地番等も「全角」で記録する
14		（所有者）	氏名又は名称	80	160	全角	半角スラッシュ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
15			住所	80	160	全角	復帰＋改行	地番等も「全角」で記録する（レコード区切り）
（申請車両ごとの事項を連続して記録）								
	（ファイルの終り）						（ＥＯＦ）	ＥＯＦ：コード0x1a（0xXXは16進表記を示す）

注　申請の内容により、様式省令に定める軽第４号様式の記載方法に準じ必要事項を記録する。

（自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部改正）

第二条　自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の項⑵の号中「鉛筆」を「黒色」に改め、同項⑮の号中「完成検査終了証」の次に「、保安基準適合証」を加える。

第三号様式の項⑸の号中「並びに⑶」を「、⑶」に改め、同号を⑹の号とし、⑷の号の次に次の一号を加える。

⑸　保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合には、チェックの欄に「レ」を記載すること。

第三号様式の二の項⑵の号を⑶の号とし、⑴の号の次に次の一号を加える。

⑵　譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合には、チェックの欄に「レ」を記載すること。

第三号様式の三の項⑵の号中「⑯」の次に「並びに第三号様式の二の記載方法⑵」を加える。

専用第一号様式の項⑵の号中「並びに⑹」を「、⑹」に改める。

専用第二号様式の項中「⑬」の次に「並びに第三号様式の二の記載方法⑵」を加える。

専用第三号様式の項中「⑭」の次に「並びに第三号様式の記載方法⑸」を加える。

（検査対象軽自動車の検査等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部改正）

第三条　検査対象軽自動車の検査等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示（平成十六年国土交通省告示第千六百二十三号）の一部を次のように改正する。

軽第一号様式の項⑸の号中「予備検査証に基づく自動車検査証の交付申請」を「予備検査を申請する場合」に、「変更を」を「変更」に、同項⑪の号中「使用の本拠の位置を」を「使用の本拠の位置（予備検査又は自動車予備検査証の記入を申請する場合にあつては、自動車の所在する位置）を」に改め、同項⑮の号中「完成検査終了証」の次に「、保安基準適合証」を加え、「当該提供されたもののそれぞれの」を「該当するものの」に改める。